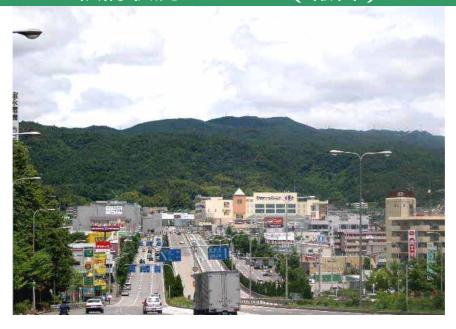
景観法を活用した山裾景観保全策の 検討状況について(報告)



まちづくり政策課

09.07.03

景観法を活用した山裾景観保全策の 検討状況について(報告)

- 1.背景 ~新たな課題~
- 2.検討における基本的な考え方
- 3.新たな仕組みのイメージ
- 4.検討の流れと今後のスケジュール

3

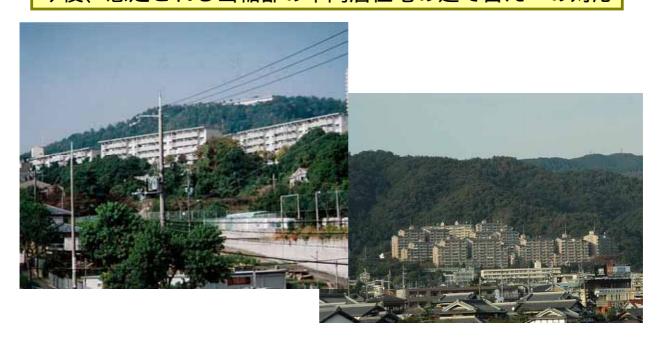




山裾部に残るまとまった緑の中での開発計画



今後、想定される山裾部の中高層住宅の建て替えへの対応



山なみの見え方を保全するため、山なみへの配慮が求められる

1.背景 ~新たな課題~

都市景観基本計画〔平成19年改訂〕での位置づけ



都市景観基本計画〔改訂版〕での位置づけ

第 章 地区タイプ別の景観形成の方向 1.北摂山系

山麓周縁部の景観保全の必要性を明記

- 高度地区の指定による高さのルール化は図られている
- 背景となる山なみ景観になじむような建築物の配置、 形態、意匠、緑化などへの配慮が必要

山なみの見え方を保全するため、 山裾部の景観を誘導する新たな仕組みの構築が必要

2.検討における基本的な考え方

2.検討における基本的な考え方

まとまったみどりの保全 (見られる対象)

山裾部の 景観保全 保護樹林の拡大、市民緑地(都市緑地法)・借地公園(都市公園法)の指定など各種制度の活用

適切な景観の誘導

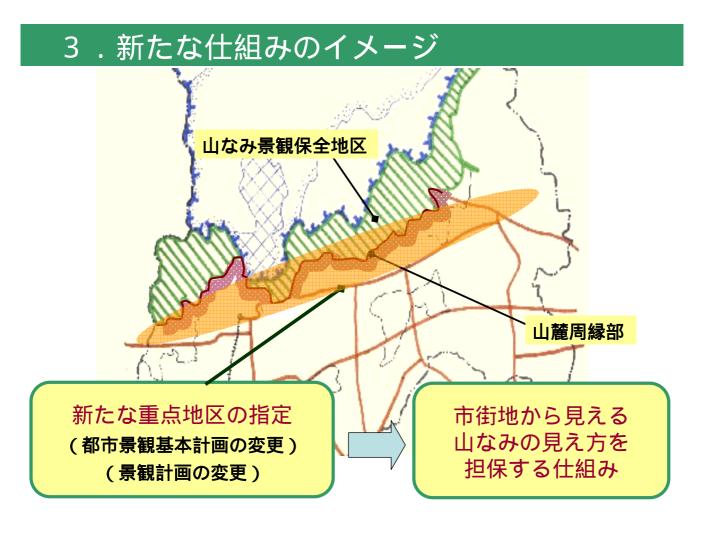
背景となる山なみ景観の保全や 周辺環境への配慮

景観計画の変更による新たな地区指定

3.新たな仕組みのイメージ

3 . 新たな仕組みのイメージ





3.新たな仕組みのイメージ

手順 景観計画に定める新たな基準の検討

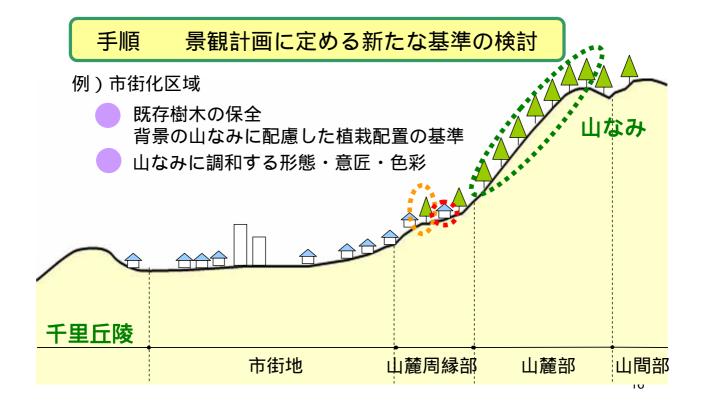
■ 基準の差別化

市街化区域・市街化調整区域の区別 そのほか、土地利用状況、現状の緑の量などに応じた基準の検討

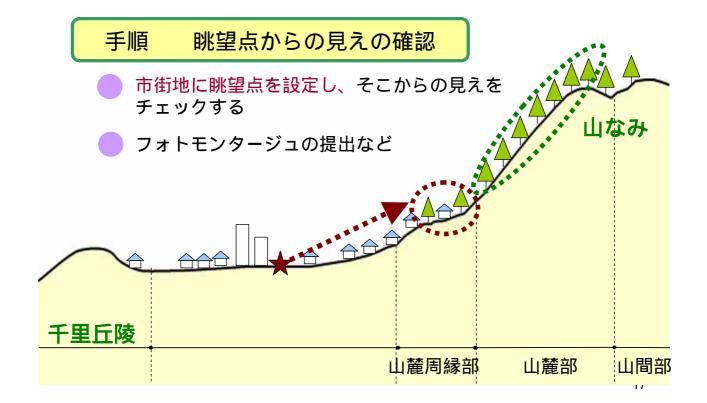




3.新たな仕組みのイメージ



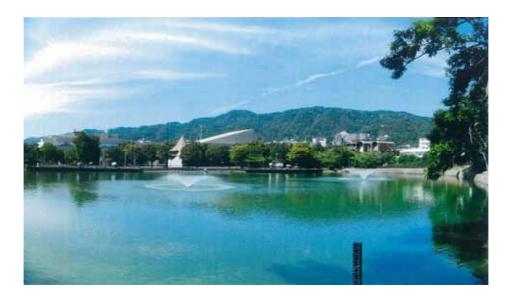
3.新たな仕組みのイメージ



3.新たな仕組みのイメージ

手順 眺望点からの見えの確認

眺望点は公園、公共施設等多くの人が集まる場所などを選定



3.新たな仕組みのイメージ

手順 景観に関する専門家等による確認体制

- 市担当者以外に、専門家等によるチェックを行う場を協議の 流れの中に位置づける
 - 例)都市景観審議会、都市景観アドバイザー 等



19

4.検討の流れと今後のスケジュール

4.検討の流れと今後のスケジュール(案)

